

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市高校生等医療費助成条例施行規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市高校生等医療費助成条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>高校生等を養育している者に対し高校生等に係る医療費の一部を助成する、東大和市高校生等医療費助成条例の施行について、必要な事項を定める東大和市高校生等医療費助成条例施行規則を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に関すること（範囲、額の計算方法）</li> <li>・医療証に関すること（交付申請、有効期限、更新、返還、再交付）</li> <li>・届出に関すること（変更・現況・受給資格消滅等）</li> <li>・損害賠償の請求権の譲渡</li> <li>・添付書類の省略 等</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>高校生等医療費助成に必要な手続き等を明確にし、適切に事業を遂行することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年6月 東京都から「高校生等医療費助成事業の実施及び高校生等医療費助成事業実施要綱の制定について（令和4年6月30日付4福保保助第436号）」の通知</p> <p>令和4年9月21日 令和4年第3回市議会定例会において「東大和市高校生等医療費助成条例」可決</p> <p>文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。